

# 第 4 1 号

ニトロイミダゾール化合物に関する見解 その 1

米国政府からの回答

2006 年 6 月

## ニトロイミダゾール化合物に関する見解

ニトロイミダゾール化合物（メトロニダゾール、チニダゾール）についてインターネットで公開いたしましたところ、様々なご意見を賜り有難く拝受致しました。

その中で私の研究に対し、賛同戴いた見識ある大学教授や研究者などの意見は別として、私の研究について完全に否定された一企業や一部の大学教授、一部の研究者から激しい反対のご意見や「抗議」、「批判」を受けました。

しかも、その教授らは日本を代表する皮膚科の教授であり、アトピー性皮膚疾患の治療を専門とされる大学教授でもあります。また世界的で第一人者と称された動物の研究を行っておられる大学教授（皮膚科教授）であり、あるいは「アトピービジネスの大家」と自賛されている皮膚科教授等であります。

批判された教授など激しい反対理論は、とある企業でメトロニダゾールをマウス（ネズミ）を使用した実験結果「抗炎症作用」がなく、ヒトのアトピー性皮膚炎を含む炎症性皮膚疾患の治療薬として、100%用いることが出来ない、あるいは、使用できるはずがないと激しい批判と抗議や苦言についてであります。

そのことから、私が行ってきた研究が間違いであったかとも思い公平性を保つため、皮膚科の先進国である米国、フランス、スイス、イギリス、ドイツなどのそれぞれの国々の政府に対し、メトロニダゾール（ニトロイミダゾール化合物）について皮膚科疾患の湿疹皮膚炎の治療薬として、はたしてメトロニダゾールが皮膚疾患（アトピー性皮膚炎を含む）の治療薬として応用できる薬剤であるものか、あるいは批判や抗議されたように100%ヒトの炎症性皮膚疾患の治療薬として応用出来るはずがないのか、それぞれの国々の政府に対して、抗議や批判された教授や研究者の文書及び意見書を添えて意見を求めていましたところ、この度下記のように米国政府から公式

回答がなされました。

米国政府の見解は、反対された教授らの意見書や陳述書、とある企業で実施された試験などを検討されるまでもなく、すでに米国ではヒトの皮膚疾患の湿疹の炎症性疾患に用いられていることは公知である。とのことです。

なお、米国では「米国政府の見解」に記載されているように、湿疹は「アトピー性皮膚炎」や「脂漏性皮膚炎」、「VIDAL 苔癬」、「貨幣状湿疹」などを含んでいることでありました。

米国政府はメトロニダゾール（ニトロイミダゾール化合物）の化学構造式に於いて公平に見解がなされたものと確信いたしましたので、賛否両論のあるそれぞれの学者や医師などを含め報告する次第であります。

## メトロニダゾールに関する米国政府の見解

米国では、すでにニトロイミダゾール化合物（メトロニダゾールやチニダゾールを含む）が、皮膚科領域の湿疹、皮膚炎群の湿疹などの炎症性皮膚疾患（「抗炎症作用」）の治療に用いられている。

そして、米国政府の「湿疹」に対する解釈は、「アトピー性皮膚炎」や「脂漏性皮膚炎」、「VIDAL 苔癬」、「貨幣状湿疹」などが含まれている。

よって、米国ではメトロニダゾールが「アトピー性皮膚炎を含む炎症性皮膚疾患の治療薬」として応用（使用）できることは公知（周知）のことである。

2006年5月

との回答をされてきました。

また、他の国々（フランス、イタリア、イギリス、ドイツ、スイスなどの政府）にも米国同様に問い合わせを行っており、その回答を待っている状態です。

某大学の教授（医師）などと某研究者達は、マウスにメトロニダゾールが「抗炎症作用」がなく、効かなかったと言われているが、そもそもアトピー性皮膚炎に罹患しているマウスは存在せず、私共の研究目的そのものが、ヒトの「アトピー性皮膚炎を含む炎症性皮膚疾患の治療にメトロニダゾールを用いる」ことが目的でありました。

また、「アトピー性皮膚炎の語源」を参考資料として、別紙にて記載いたします。

この研究結果の裏付けは米国政府によって、この度公式見解として認めていただいたものです。

2006年6月

## 別途参考資料

皮膚科診療プラクティス 文光堂

### 6. アトピー性皮膚炎 診療のストラテジー

ゲスト編集：古江 増隆〔九州大学教授〕

常任編集：宮地 良樹〔京都大学教授〕

瀧川 雅浩〔浜松医科大学教授〕

1999年6月26日 第1版第1刷発行

1999年7月24日 同 第2刷発行

から抜粋

#### アトピー性皮膚炎の語源

1921年 Praunitz-Kustner は喘息の血清を他人に皮下注射し、抗原をかけると反応をする抗体（レアギン）があることを証明した。

1923年 CoCa & Cooke はアトピー性皮膚炎の概念（atopy、ギリシャ語で strange の意）を提唱した。すなわちヒトにのみみられる家族性、体質的な異常事態で1）枯草熱、喘息、湿疹の多い家族的傾向、2）食物、吸入アレルゲンによる陽性反応、3）PK反応（+）、4）Eosinophilia、5）刺激（寒冷、熱、湿疹、外傷、感染、精神緊張）に対する異常反応、6）薬剤、血清に対する異常反応である。遺伝性の喘息、枯草熱がアトピー性疾患としてあげられた。

1935年当時の NY 大学の Hill & Sulzberger は喘息、枯草熱を合併しやすい特異的皮疹をもつ湿疹をアトピー性皮膚炎と呼称し、当時の新しいアトピーの概念で

湿疹病変の原因も解明されると考えた。しかし時代はちょうど第二次世界大戦の前でその情報は日本へは遅れ、病名は使用されなかった。

この病名が実際に日本で初めて使われた年は知らないが、Sulzberger 教授が日本皮膚科学会総会の特別講演で来日した昭和 35 年頃から一般的に使用されるようになったと言われる。

健康保険上の病名でアレルギー性湿疹という言葉がある。われわれが内科医の研究会に出席するとよくある質問は、アトピー性皮膚炎はアレルギー湿疹かという言葉である。この AD の歴史、語源を読んでもらえばおわかりいただけるはずであるが、ある意味では YES であり、ある意味では NO である。われわれ皮膚科医としては原因不明の病態はきちんとその皮疹を正確に把握しその原因を明らかにする必要がある。